

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成29年7月7日
【会社名】	株式会社クワザワ
【英訳名】	KUWAZAWA Trading Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 桑澤 嘉英
【本店の所在の場所】	札幌市白石区中央2条7丁目1番1号
【電話番号】	011 - 864 - 1111
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員管理本部長 三田 久郎
【最寄りの連絡場所】	札幌市白石区中央2条7丁目1番1号
【電話番号】	011 - 864 - 1112
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員管理本部長 三田 久郎
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1) 株式会社クワザワ東京本部 (東京都千代田区神田紺屋町7番地 神田システムビル8階) 上記の株式会社クワザワ東京本部は、法定の縦覧場所ではありませんが、 投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第68回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

- イ 配当財産の種類 金銭
- ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額79,464,580円
- ハ 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成29年6月30日

剰余金の処分に関する事項

- イ 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 300,000,000円
- ロ 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

提案の理由

- イ 当社グループ企業増加に伴い、子会社の定款に定める事業目的を親会社として明確化するため、現行定款第3条(目的)について記載の見直しおよび追加をするものです。
- ロ 現行定款第15条(事業報告および計算書類のインターネット開示とみなし提供)について、株主総会参考書類等についての記載を追加するため、所要の変更を行うものです。
- ハ ガバナンス体制の強化を図ると共に、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし現行定款第21条第1項について所要の変更を行うものです。なお、第21条の取締役の任期の変更については、本総会第3号議案において選任する取締役から適用するものいたします。
- ニ 経営監督機能の強化を目的とし、取締役会決議により取締役副社長を若干名選定できる旨を定款第22条第3項として新設するものです。
- ホ 上記の変更に伴い、条数の変更を行うものです。

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第2条(条文省略)	第1条～第2条(現行どおり)
<p>第3条(目的)</p> <p>当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の売買および輸出入業</p> <p>イ. 建設資材</p> <p>ロ. 建設機械、農業機械、医療用具、計量器、通信設備、電気設備、公害防止設備等の設備およびこれらの部品</p> <p>ハ. 各種家庭用品、家庭電気製品、家具製品、スポーツ用品、娯楽用品、日用品雑貨、装飾品雑貨、衣料品</p> <p>ニ. 化学製品、工業薬品、医薬品</p> <p>ホ. 石油、液化石油ガス、天然ガス、その他燃料およびこれらの製品</p> <p>2. 前号イからニまでの物品の開発、製造、加工および修理業</p>	<p>第3条(目的)</p> <p>当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の売買および輸出入業</p> <p>イ. 建設資材、建築資材、土木資材、生コンクリート、各種コンクリート製品</p> <p>ロ. 建設機械、農業機械、医療用具、計量器、通信設備、電気設備、公害防止設備等の設備およびこれらの部品</p> <p>ハ. 各種家庭用品、家庭電気製品、家具製品、日用品雑貨、装飾品雑貨</p> <p>ニ. 化学製品、工業薬品</p> <p>ホ. 石油、液化石油ガス、天然ガス、その他燃料およびこれらの製品</p> <p>2. 前号イからニまでの物品の開発、製造、加工、修理および賃貸業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 建設工事の設計、施工ならびに管理 (新設)</p> <p>4. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理ならびに開発 (新設)</p> <p>5. 倉庫業</p> <p>6. 損害保険および自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業</p> <p>7. 旅行斡旋業</p> <p>8. スポーツ、観光および娯楽施設の経営</p> <p>9. 陸上運送業、海上運送業、運送取扱業およびこれらの代理業 (新設) (新設)</p> <p>10. コンピューターによる情報処理サービスに関する事業</p> <p>11. リース業</p> <p>12. 住宅瑕疵担保責任保険法人が提供する商品等の媒介および取次ぎ業務</p> <p>13. 車両航送船の乗車券取扱受託業務</p> <p>14. 再生可能エネルギー等による発電および売電に関する業務</p> <p>15. 前各号に附帯または関連する一切の事業</p>	<p>3. 建設工事、建築工事、土木工事の企画、設計、施工、請負ならびに監理</p> <p>4. 住宅ローンの取次および建築諸手續代行</p> <p>5. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理ならびに開発</p> <p>6. 各種施設の管理および清掃業</p> <p>7. 倉庫業</p> <p>8. 生命保険の募集に関する業務、損害保険および自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業 (削除) (削除)</p> <p>9. 陸上運送業、運送取扱業およびこれらの代理業</p> <p>10. 産業廃棄物収集運搬業</p> <p>11. 自動車、建設用車両等の分解、整備、修理、再塗装、賃貸、販売およびこれらのコンサルティング業務</p> <p>12. コンピューターによる情報処理サービスに関する事業</p> <p>13. リース業</p> <p>14. 住宅瑕疵担保責任保険法人が提供する商品等の媒介および取次ぎ業務</p> <p>15. 車両航送船の乗車券取扱受託業務</p> <p>16. 再生可能エネルギー等による発電および売電に関する業務</p> <p>17. 前各号に附帯または関連する一切の事業</p>
<p>第4条～第14条 (条文省略)</p>	<p>第4条～第14条 (現行どおり)</p>
<p>第15条 (事業報告および計算書類のインターネット開示とみなし提供) 当社は株主総会の招集に際し、事業報告および計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第16条～第20条 (条文省略)</p>	<p>第16条～第20条 (現行どおり)</p>
<p>第21条 (任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第21条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p>
<p>第22条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。 (新設)</p>	<p>第22条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。 取締役会の決議によって、取締役副社長を若干名選定することができる。</p>
<p>第23条～第48条 (条文省略)</p>	<p>第23条～第48条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

桑澤嘉英、木谷三夫、三田久郎、小玉明彦、佐藤喜美夫、芝山好一、山下信行、佐藤博志の8氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

伊藤裕康および山本賢正の両氏を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	63,467	264	-	(注)1	可決 94.33
第2号議案 定款一部変更の件	63,719	12	-	(注)2	可決 94.70
第3号議案 取締役8名選任の件					
桑澤 嘉英	63,712	19	-	(注)3	可決 94.69
木谷 三夫	63,719	12	-		可決 94.70
三田 久郎	63,719	12	-		可決 94.70
小玉 明彦	63,719	12	-		可決 94.70
佐藤 喜美夫	63,713	18	-		可決 94.69
芝山 好一	63,719	12	-		可決 94.70
山下 信行	63,707	24	-		可決 94.68
佐藤 博志	63,700	31	-		可決 94.67
第4号議案 監査役2名選任の件					
伊藤 裕康	63,711	20	-	(注)3	可決 94.69
山本 賢正	63,710	21	-		可決 94.69

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上